

職務代理者の指名について

1. 案件の主旨について

「多摩市都市計画審議会条例第4条第3項」において「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。」と規定されているため、会長があらかじめ指名をするものです。

2. 審議事項について

以下の案件について、別紙意向確認書の提出をお願いします。

【議事第2】 職務代理者の指名について（案）

前職務代理者である 西浦 定継 委員 を職務代理者に指名します。

西浦 定継 委員 プロフィール
明星大学 建築学部 建築学科 教授